「症例の発表ならびに投稿時における個人情報等の保護に関する指針」

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
日本臨床歯周病学会　会員　各位

平成30年4月１日

倫理利益相反委員会　委員長　須崎　明

平成30年3月11日に開催されました本会の平成29年度第5回理事会にて「症例の発表ならびに投稿時における個人情報等の保護に関する指針」が議決されました。本指針は平成30年4月1日より施行となります。

つきましては詳細をご覧頂き、学会や支部研修会での講演ならびに症例発表、論文投稿のご参考にして頂ければ幸いです。なおご不明な点は倫理利益相反委員会　委員長　須崎　明（akira@panda-s.jp）までお問い合わせください。

症例の発表ならびに投稿時における個人情報等の保護に関する指針

歯科医療を実施する際に、患者の個人情報の保護は医療者に求められる重要な責務である。一方、歯科医学研究における症例報告は、歯科医学・歯科医療の進歩に大きく貢献しており国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしている。発表ならびに投稿時における症例報告では、特定の患者に関する情報が多いためプライバシーに留意しなければならない。

そこで当学会の発表ならびに投稿時においては、下記の指針を遵守し、患者の個人情報の保護に努めなければならない。

症例の発表ならびに投稿時における個人情報等の保護に関する指針

1．患者個人の特定が可能な氏名、生年月日、診療録、イニシャルならびに呼び名等は記載しない。
2．患者の住所は記載しない。
3．日付は、臨床経過を知る上で重要であるが、年月までの記載にとどめる。
4．他の情報と診療科名等を照合することで患者が特定される場合は、この情報を記載しない。
5．すでに他院などで診断・治療などを受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療などで搬送元の情報が不可欠の場合はこの限りではない。
6．顔貌写真を提示する際には目など個人の特定に繋がる部位は隠す。
7．症例を特定できる検査情報等に含まれる番号などは削除する。
8．以上の配慮をしても、個人が特定される可能性の有る場合は、発表に関する同意を患者本人（または遺族か代理人、小児では保護者）から得る。
9．前項の手続きが困難な場合は、当学会の倫理利益相反委員会に相談することが望ましい。

